

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警察庁丙備二発第51号、丙企画発第64号  
丙生企発第111号、丙刑企発第68号  
丙交企発第113号、丙情企発第75号  
令和3年11月19日  
警察庁警備局長  
警察庁長官官房長  
警察庁生活安全局長  
警察庁刑事局長  
警察庁交通局長  
警察庁情報通信局長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の全面改訂について（通達）  
本年11月19日、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を全面改訂した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が決定された（別添）。

各位にあつては、基本的対処方針を踏まえ、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月10日作成）、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について（通達）」（令和3年2月12日付け警察庁丙備二発第5号ほか）、各関係部門から示達した対策等に基づく対応に万全を期されたい。

なお、基本的対処方針で示された主な対策については以下のとおり。

- 感染防止対策
  - ・ 緊急事態宣言の発出及び解除（基本的対処方針 二（4）1）
  - ・ まん延防止等重点措置の実施及び終了（基本的対処方針 二（4）2）
- まん延防止
  - ・ 緊急事態措置区域における取組等（基本的対処方針 三（5）1）  
飲食店等に対する制限等、施設の使用制限等、イベント等の開催制限、外出、移動等
  - ・ 重点措置区域における取組等（基本的対処方針 三（5）2）  
飲食店等に対する制限等、施設の使用制限等、イベント等の開催制限、外出、移動等
  - ・ 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等（基本的対処方針 三（5）3）  
飲食店等に対する制限等、施設の使用制限等、イベント等の開催制限、外出、

移動等

- ・ 職場への出勤等（基本的対処方針 三（５）４））

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

本方針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

地方公共団体は、本方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。また、政府は、本方針に基づき、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する対策に関する総合調整を行うことができる。

## 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

## (1) 新型コロナウイルス感染症の特徴

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

- ・ ヒトコロナウイルス SARS-CoV-2 による感染症であり、発熱、呼吸器症状、倦怠感、頭痛、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等の症状を発症する。
- ・ せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等が感染経路と考えられている。そのため、基本的な感染対策（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）が重要である。



























































































